

茂原市市民活動団体補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年 6月24日

茂原市長 田 中 豊 彦

茂原市告示第96号

茂原市市民活動団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、茂原市市民活動団体の認定等に関する要綱（平成28年茂原市告示第95号）第3条第2項の規定により認定された市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）が実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において茂原市補助金等交付規則（昭和60年茂原市規則第34号）及びこの要綱に基づき、市民活動団体に補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民活動団体が、市の全域又は一部の地域において実施する、次に掲げる事業とする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 観光の振興を図る事業
- (5) 農村地域の振興を図る事業
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (7) 環境の保全を図る事業
- (8) 災害救援事業
- (9) 地域安全事業

- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (11) 国際協力の事業
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (13) 子どもの健全育成を図る事業
- (14) 情報化社会の発展を図る事業
- (15) 科学技術の振興を図る事業
- (16) 経済活動の活性化を図る事業
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- (18) 消費者の保護を図る事業
- (19) 前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助の事業
- (20) 前各号に掲げる事業に準ずる事業として市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (2) 他の助成制度等に基づき、補助を受けている事業
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費
- (2) 団体の構成員等の親睦に要する飲食費
- (3) 取得単価が5万円を超える物品購入費
- (4) 視察研修に要する経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の限度額等)

第4条 補助金の額は、年額10万円以内とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助金の交付の申請は、同一事業につき、3回まで行うことができるものとする。

3 補助金の交付は、一の年度において一の市民活動団体につき1回に限るものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。